

＜労務セミナーⅠ＞

令和8年10月パート有期法施行規則、ガイドライン改正

“その手当、本当に全員に支給しなくて大丈夫ですか？”

～ 同一労働同一賃金から考える賃金制度・福利厚生制度の見直し ～

主催 鹿児島県経営者協会

近年、「同一労働同一賃金」を巡る裁判例が積み重なり、企業における待遇差説明の重要性が高まっています。さらに令和8年10月には、同一労働同一賃金ガイドラインの改正が予定されており、従来の有期雇用労働者やパートタイマーだけでなく、無期雇用であっても正社員以外の区分で雇用される従業員との待遇差についても改めて確認が求められる可能性があります。本セミナーでは、最新の法改正動向や裁判例を踏まえながら、自社の賃金制度や福利厚生制度についてどのような視点で点検すべきかを分かりやすく解説します。待遇差リスク総点検をしましょう！【代理出席・2名以上の複数の参加も可能です】

- 1) 日時 令和8年8月20日(木) 13時30分～16時
- 2) 場所 鹿児島中央ビルディング 8階 会議室 [TEL 099-225-3261]
- 3) 内容 別紙のとおり
- 4) 講師 畑野労務管理事務所 所長 畑野 昌作 氏
- 5) 定員 40名 [定員になり次第、締め切らせていただきます]
- 6) 参加費 会員 5,000円 /人 会員外 15,000円 /人
- 7) 申込
 - ・下記申込書に記入の上、メールまたはFAXにて事務局へお申込み下さい。
 - ・参加費は、当日会場にて申し受けます。
 - 振込にてお支払い希望の方は、ご請求書を当日参加者へお渡し、後日お振込みいただきます。事前にお申し付けください。
- 8) 当日欠席の場合は後日資料をお送りし、参加費は返金いたしませんのでご了承願います。
 ※参加者の皆さまから事前質問を受け付けます。事前質問は7月31日(金)までメールにてお願いいたします。回答には会社名、個人名は出しません。
 [E-mail : keikyopc@po.minc.ne.jp]



(切り取らずそのままお送りください)

鹿児島県経営者協会 (申込みは、keikyopc@po.minc.ne.jp, FAX 099-225-0402)

＜労務セミナーⅠ＞ 参加申込書

会社名 _____ (TEL _____)

〔 ご担当者所属 : _____ 〕〔 FAX またはメールアドレス _____ 〕
〔 ご氏名 : _____ 〕

＜参加者＞ 所属部署・役職名 _____ ご氏名 _____

1) _____ 当日現金・振込

2) _____ 当日現金・振込

ご記入頂いたデータは、参加者名簿以外への使用はせず、適切な個人情報管理を致します。
＜申し込み先＞ 鹿児島県経営者協会 担当：中尾 TEL 099-222-3489 FAX 099-225-0402

<労務セミナー I >

《別紙》

令和 8 年 10 月パート有期法施行規則、ガイドライン改正
～ 同一労働同一賃金から考える賃金制度・福利厚生制度の見直し～

第 1 部 同一労働同一賃金の最新動向

- ・ 改正有期パート法の基本整理
- ・ 最高裁判例から見る企業の実務対応
- ・ 「目的」と「趣旨（性質）」の考え方
- ・ 令和 8 年 10 月施行予定ガイドライン改正のポイント

第 2 部 自社制度の総点検

どのような待遇差がリスクとなるのかを具体例で解説

- ・ 基本給
- ・ 賞与・退職手当
- ・ 無事故手当
- ・ 家族手当
- ・ 住宅手当
- ・ 通勤手当
- ・ 慶弔休暇
- ・ 福利厚生制度
- ・ 定年後再雇用者の賃金・退職金・福利厚生

第 3 部 企業が今から取り組むべき実務対応

- ・ 待遇差説明義務への対応
- ・ 正社員でない無期雇用者（準社員など）の対応
- ・ 賃金制度見直しの進め方
- ・ 就業規則・賃金規程の確認ポイント

■受講後に得られること

- ✓ 自社の待遇差リスクを把握できる
- ✓ 賃金制度・福利厚生制度の見直しポイントが分かる
- ✓ 今後の法改正への備えができる

講師紹介



畑野労務管理事務所
代表 畑野 昌作

当事務所は鹿児島県を中心に地域密着型社労士として、常に経営者のパートナーになれるよう人事労務のご支援をしております。就業規則の作成・改訂をはじめ、社会保険手続き代行・給与計算代行にいたるまでワンストップで対応いたします。助成金申請についてのご依頼も多数いただいております。企業に活用いただきたい助成金情報を適切にお伝えさせていただきます。